

会 議 録

会 議 の 名 称	ごみ処理施設整備基本方針に向けた説明会【第5回】
開 催 日 時	令和元年9月7日(土) 午後1時30分～午後3時00分
開 催 場 所	東村山市 市民センター 第1・2・3会議室
参 加 者 数	51名
説明会 記録	
14時10分 質疑回答開始	
質疑応答1	
○発言者(青葉町:住民1)	
新しい施設の処理能力は1日100tから110tと資料の基本方針(素案)10ページに書いてあり、今までの処理能力が1日150tと3ページに書いてあるのですが、これは150tが100tに変えられるということですか。	
○東村山市	
現状、東村山市で1日どれぐらいの燃やせるごみを処理しているかと申しますと、約70t処理を行っております。新しい施設の処理能力は令和2年度の燃やせるごみの推計値、粗大ごみの可燃分、災害廃棄物処理量の数値と環境省に示されている計算式からおおむね100tから110tとさせていただきます。ただ、暫定的というところでもありますので、今後ごみ減量なども進んでいく中でごみ排出量を見ながら適切な処理施設になるよう検討していきたいと思っております。	
○東村山市	
少し補足をさせていただきます。今使っているごみ焼却施設は昭和56年に建設されたもので、その当時から東村山市は減量に向けた取組みを進めてまいりました。現行の一般廃棄物処理基本計画にもごみの減量と資源化というところで取組みをしております。市民の皆様の御理解と御協力のもと進めてきた結果、全国と同規模の自治体の中でも1人当たりのごみの排出量が少ないところの中では全国10位以内、資源化についても全国でも同様に10位以内ということで、当時に比べて排出量が減っているところでございます。ですので、その計画量に合わせてやっていくことで100tから110tということで当時よりも処理能力としては少なく	

ったものでございます。

質疑応答 2

○発言者（萩山町：住民 2）

今日の説明会はこういう形で市民の声を聞くということで開いていただいているわけですが、先ほど最後にも行政の方がおっしゃっていたように、今後も市民の声を反映させていくということは大事だと思います。そういう市民の意見がどのように反映されているのか。どういう意見が出て今回の資料がつけられたということ自体がわからないのです。私は萩山町に住んでおり、秋水園のそばの住民ではありません。ですから、当然秋水園の近くに住んでいる方はまた違った意見とか賛成、反対を含めていろいろな意見があったと思います。例えば今回このような質問をしても、どのように反映されるかというのは全くわからないわけです。その辺、御説明いただければと思います。

○東村山市

平成30年に実施した意見交換会でどのような意見があったかにつきましてはホームページで議事録を掲載しております。その意見をどのように活かしてきたかということですが、その意見交換会終了後に庁内の検討部会、各部の部長で組織する推進本部というものを開催いたしまして、横断的な視点からこの計画をどうやっていくのかということを再度検討しております。その中でも皆様からいただいた意見にはこういったものがありました、ということ報告しながら検討をさせていただき、皆様の声を活かさせていただいております。

○発言者（萩山町：住民 2）

パソコンが見られない人はどうすれば良いのでしょうか。

○東村山市

ホームページ等についてご覧になれない方もいらっしゃるかと思いますので、紙ベースでも見られるような工夫はしていきたいと思います。また、昨年度行いました市民意見交換会では、例えば施設整備用地については秋水園ではなく、洪水ハザードマップのエリアでもあるため、秋水園ではないところを改めて検討してはどうかということでの御意見をいただいております。庁内に設置した推進本部において検討した中では、例えば先ほど説明の中にもありましたように、本町にある久米川第13住宅跡地との詳細な検討を行って、コスト面の課題などを整理して秋水園にしたいと判断しました。

次に、健康被害の御懸念がございましたが、平成30年度の意見交換会では、基本方針の中には明記しておりませんでした。今回御説明した素案では、環境への取組みとして基本方針に据え、当然排ガス等の基準は遵守していくというのがありますけれども、上乗せ基準についても今後は検討していく必要があると明記したところでございます。

そして、防災への取組みについても、地域に対する還元などで何かないのかという御意見もございましたので、自立型の施設、災害時にも発電機能を備えていれば、有事の際にも施設を活用できるといった防災の取組みを基本方針とし、平成30年度の意見交換会で説明できていなかった部分を改めて検討してこの素案のほうに反映しているところでございます。

さらに、処理方式についてもわかりづらいという御意見がありましたので、ページでいうと23ページ、各処理方式について、焼却方式だけでなく検討してきまして、それぞれ処理施設についての解説等でわかるように示しているところでございます。

最後に、ハザードマップにつきまして、21ページに記載のとおり、水害対策としては、秋水園では一定程度の浸水に対する浸水対策を必要とします。一例としてランプウェイ方式といった立体駐車場についているような傾斜路を設置し、車両が傾斜路を自走し一定の高さの階まで到達できるような方式を記載しており、久米川第13住宅跡地については、日影の関係により高さを抑える必要があるといった配慮が必要になりますので、建物を一部地下化する必要があります。そちらに対しても何らかの水害対策が必要になってくるといったことを検討しております。

質疑応答 3

○発言者（美住町：住民3）

今のお話をお聞きしていても、私はじっくりいかないのはかつてのあの98プランです。98プランができたときには本当に喜びました。すばらしいプランだなと。そして実際に半年ぐらい、市営住宅で実地をやってみたけれども、とてもよかった。しかし、そういったことが全く総括せず、触れられていません。100tから110tという処理能力について、98プランをもっとやれば、さらに抑えられていたと私は思います。御近所の方々への迷惑も少なかったと思います。それらの総括やここから学んだ新しいことが全然見えません。

○東村山市

98プランからどのようにつながってきているかというところですが、ごみを燃やさな

い、埋め立てない、そういった大きな理念が確かにございました。それ以降市のほうでは、東村山市のごみをどうやって処理していくかという計画、一般廃棄物処理基本計画というものを策定してまいりました。その計画ではごみを燃やさない、埋め立てないという理念を継承してきていると私たちは考えております。その中でさまざまな減量施策をとってきてはございますが、先ほど申し上げた生ごみの堆肥化の施設や生ごみを各家庭から回収して委託で処理するという実験をやってきております。その検証後、こういった方向でごみを減らせるかということで、生ごみの処理については現在も生ごみ集団回収事業というものをやっております。ただ、生ごみの堆肥化という事業につきましては、回収物の安定的な需要先の確保の課題がありまして、なかなか伸び悩んでいるところでございます。

当時の燃やせるごみの組成は約50%が生ごみで、それをどうにか減らそうと考え、そういったことが始まりでしたが、現在の生ごみは燃やせるごみの中の大体20~30%、いろいろなライフスタイルの変化がある中で、今、東村山市でやっている生ごみの水切りを皆さんにお願いしたり、分別の徹底をお願いしたり、いろいろな形で皆さんの御協力をいただきながら減量を進めております。そういった部分でできるだけ燃やさない、埋め立てないというものは継承してきていると考えております。

当時、燃やさない施設はどういったものがあるかということで検討された経過がございましたが、結局は固形燃料にすることなど、燃やすものが残ってしまうという課題がございました。その資源を循環させる処理をどうすればいいかということで、燃やした後の灰をリサイクルできるエコセメント化施設に持ち込める処理方式として焼却方式のストーカ式を選んでおります。そういったことからその当時検討した、燃やさない、埋め立てない、他の地域に迷惑をかけないというものにつきましても長年の検討の中で継承されてきていると考えております。

○発言者（美住町：住民3）

98プランの総括が全くないということと、98プランということが1つもないというのはどうしてということにお答えください。

○東村山市

98プランは崇高な理念のもと発足されたのは私どもも認識しているところでございます。98プランと並行して私どもの一般廃棄物処理基本計画と連動しておりますので、当然98プランができ上がった当ても一般廃棄物処理基本計画の中に組み込んで、どうすれば堆肥化し、生ごみが出ないようにできるかということの基本計画にも入れてまいりました。その間10年ほど、先

ほどもお話がありましたけれども、各自治会の方々や市民の方々の生ごみ処理機の御利用に関しての御協力をいただいたところでございます。その後、次の一般廃棄物処理基本計画が見直されたときにも、法的に循環型社会の形成ということで、これからは発生抑制、排出抑制、今の3Rで取り組んでおりますけれども、リデュース、リユース、リサイクルという形の方法で転換されました。

98プランの総括ということでありましたけれども、平成18年度に見直しされております一般廃棄物処理基本計画の中におきまして、市民の方を交えました整備計画の研究調査会というものを発足させ、今後どうしていこうかという計画をその都度市民の方を交えながら検討してまいった経過がございます。

現在、循環型社会で地球環境にも優しいというさまざまな課題も出ておりますので、燃やさない、埋め立てないという理念は先ほどもお話がありましたように継承しつつ、できるだけごみを出さないということで市民の方々の御協力のもと、現在、全国でも高い順位におりますので、今後ともこのような形で進めさせていただきたいと考えております。

質疑応答 4

○発言者（富士見町：住民4）

基本的に脱焼却、脱埋め立てといった98プランがあった中で、素案では焼却で建てかえということと思うのですが、23ページの「処理方式の特徴と回収物」表9について、エコセメントに向いているか向いていないかという評価になっているが、各方式で環境への影響はどうなっているのか教えていただきたい。また、これは都内の導入実績になるのですが、全国的な割合を教えていただきたい。エコセメントの評価と都内だけの評価なので、ほかの処理方式は実際に今どうなのかといった部分をもう少し広げて見ていただいたほうがいいのではないかと。そうでなければ初めから建てかえ、焼却であるのかと気になってしまうので、全国的な実績と環境への影響も見てやっていただいたほうがありがたいと思います。

○東村山市

まず全国的な実績についてお答えさせていただきますが、全国での導入実績についても焼却方式のストーカ式が一番多くなっております。2017年時点での具体的な数値でございますけれども、焼却方式のストーカ式につきましては全国で49という数値となっております、その下に焼却方式の流動床式や、ガス化溶融方式など、全ての方式合わせて16という数値となっております。

ります。細かな具体的な数値はこちらのほうになりますけれども、全国でもストーカ式が最も使われており、信頼性なども一番高く、実績がかなり大きくなっているところがございます。

また、環境への評価という点で、ほかの処理方式についてはどうなのかということですが、例えば堆肥化方式、メタンガス化方式などといった、表9.1においてエコセメントの項目で△のマークがついている方式につきましては、先ほど申し上げた生ごみなどについては堆肥化することができるのですが、どうしても堆肥化できない残渣分というものが生まれてしまいます。そういったものを処理するためには、やはり一般的には焼却、ガス化溶融などといった焼却の過程が必要となり、単純に焼却していないから環境にいいというわけではございません。焼却方式その他の設備につきまして、自主規制値などを設定し、我々の健康などに配慮した数値の検討なども具体的に行われていまして、より排出ガスの濃度などを抑えられるような設備をつけるようになっております。したがって、ほかの処理方式につきましても、このところでは掲載不十分なところがありますけれども、環境への配慮という点では、焼却方式が環境面で著しく劣っているといったところはないと我々のほうでも判断しております。

○東村山市

補足をさせていただきます。先ほど冒頭御挨拶の中で申し上げた東村山市ごみ処理施設のあり方検討会は市で具体的な検討に入る前に、市民の方々、周辺住民の方々、あるいは学識経験者で構成する検討会でございまして、最終報告書というものをまとめていただいております。その中では、表9.1にあるように、全ての処理方式について、環境的な負荷などトータル的に考え、あるいは今説明の中にもあったように、回収物についての課題なども検討していただいております。市で改めて検討したときもそういったことを踏まえると、東村山市の地域では焼却方式のストーカ式がより適しているという判断のもとでこういった見解になっております。

質疑応答 5

○発言者（住所不明：住民5）

前回質問させていただいたことが今回の基本方針素案に反映されているかどうかよくわかりません。発電施設について前回私は重要な質問をしたと思います。今進めている発電所つきの焼却施設には補助金が出るということがあります。そのようなことに対して前回、発電施設をつくった場合のコストとつくらなかった場合のコストはどう違うのかという質問をさせていただきました。それについてはここで見る限り、どうも反映されていないのではないかと思います。

す。改めてこの発電施設について再検討していただきたいと思います。発電施設をつくるということは、前提としてごみをずっと燃やさなければならないこととなります。例えばお隣の東久留米に柳泉園の発電施設があるわけですがけれども、そこはごみがなくなって大変だったということも聞いています。つまりなぜごみを燃やさなければならないかという、発電施設をつくるためにかかる高いコストを回収しなければならないからということがあります。しかし、売電も今御存じのように買い取りが拒否されたり、価格が非常に低くなったりしているということがあります。

1つ基本的に確認したいのですが、「余熱利用やごみ発電などの有効活用による自立型」と9ページに書かれているのですがけれども、この発電施設を付属させてどういうことをやるのか、そこがよくわからないので、まず説明していただけますか。

○東村山市

まず発電施設ということですが、発電機能を持つ設備をつけるという形になります。コストについては、具体的にどのような設備をつけるかというところなので、ここでの回答は若干概算的なところもありますが、一般的に建設費の6%ぐらいということをお伺っております。ですので、例えば100億円の施設をつくるとしたら、おおむね発電機能をつけた設備というところでは5億円から6億円程度になるだろうというところでの概算となります。

○発言者（住所不明：氏名不明）

ありがとうございます。発電所をつくった場合、当然コストがかかるが、行政が管理するのではなく、企業のほうで委託という形で入るわけです。その場合に、平成30年の意見交換会では、この発電施設をつくと30年間で300億ぐらいかかるとのことでしたよね。ともかく発電施設をつくるということは、いろいろな指摘がされていて、例えば本来ごみを燃やさないためには発生抑制が大事だということも言われているわけです。それから、発電施設をつくるには企業の今の不況の中での延命の指摘もされていますね。ですから、発電施設に関してはいろいろな問題があるようなのです。その辺が本当に検討されているのかどうか、そこがよくわかりません。一度つくってしまえば、ある意味でごみがなくてももう永久に燃やさなければいけないわけです。ですから、そこを改めて、今いろいろな指摘がされていると思いますので、コストや問題点を十分検討して、それで改めて発電施設が必要なかどうか、方針を見ますと既定路線みたいになっていますけれども、そこをぜひとも再検討していただきたいと思います。

○東村山市

ありがとうございました。少し補足をさせていただきます。ごみを燃やすと余熱が出ます。市のほうで考えた発電機能というのは、発電を目的にするためにごみを燃やすということではなくて、現状ではごみを燃やしてしまうと熱が出てただそれだけという形になっておりますが、その余熱を有効利用するために発電機能をつけるという考え方でございます。そのため、今御質問があったように発電を主にするために、例えば何かに電気を使用するために常にごみを燃やし続けなければならないということではなく、市内の皆さんのごみを処理したときに出てくる熱の有効利用という形で発電をさせていただくということが基本的な考え方でございます。

先ほど補助金のお話も出ましたけれども、周辺環境への負荷や地球温暖化防止、CO₂削減の観点からも、現在焼却施設をつくり、発電機能を設けた場合、これは基本計画のときに詳細は決まるのですが、その規模に応じて建設費の2分の1、もしくは3分の1に国が補助を出す形がでございます。ですので、まず1点目は、発電を目的にするためにごみを燃やすということではなくて、現状燃やして処理をしているごみの中の余熱を利用して電気を発電して売却する、もしくはその周辺の施設に有効利用するといった目的で考えておまして、発電が主ではないということを御理解いただければと思います。

○発言者（住所不明：住民5）

10ページに「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱」と小さく載っていると思うのですが、これを読むと、建てかえの際に発電機能をつくるということが条件になる。そういう条件、また、国が発電機能をつくれれば補助金を出しますという形で今国は進めている。だから、そういったことをぜひとも検討してください。

○東村山市

御意見として承ります。

質疑応答6

○発言者（秋津町：住民6）

秋津では23日と31日に秋津公民館と秋水園内のリサイクルセンターで2回ありましたけれども、2回ともどちらも反対です。それは当たり前だと思うのです。昭和37年から4回もずっと同じ場所で焼却炉が建って、パッカー車やし尿処理の車だけではなく、10t車が毎日のようにあの狭い道を通っているわけです。そういうことについてよそのまちの方には少しお考えいた

だきたいと思います。発電だとか、150 t 炉を100 t にしていいのかとか、そういう議論も大変に結構ですが、それ以外に秋津の緑の減少、子供たちが毎日そういう中を危ない道を通っていること、今まで大切に使われていた秋津町の子供たちが避難路として使っていたところも閉鎖されたままであることについて考えていただきたいと思います。平成28年から30年にかけて、地元の自治会長が4人と公募市民3名と、あとは学識経験者、そういう方も全部市がほとんど決めて入ったあり方検討会で全部決まりましたよね。この1年半の会というのはもうほとんどお茶飲み話をやっているような会でした。それで、去年10月から12月にかけて、意見交換会というのがそのあり方検討会の結論をもとにあったのですけれども、そこでは今私の言ったような話が多く出ました。しかし、ほとんど今回の説明会と同じの内容です。先ほど意見交換会をどれだけ反映させたかお伺いされていましたが、秋津で言っていることは何にも反映されません。おまけに、今回の7回の説明会のうち2回しかない秋津の公民館とリサイクルセンターでの説明会では反対でしたが、それでも交付金の申請に行けるのですか。その場合、2回地元の説明会で反対しているということになるとどうなるのですか。市の単独予算で全部できるのですか。教えてください。

○東村山市

今、秋津で2回開催した中で反対の意見があったというところがございますけれども、確かに御発言し、御意見等を述べられた方については、浸水ハザードマップのエリアであるといったことや道が狭くて危ないといったことでの御反対がございました。ただし、あわせて回収させていただいたアンケートの中では、決して反対という声だけではなくて、よいものをつくってほしいというような、賛成ととれるような御意見もあったことは確かでございます。

大型車両が通るといふところについては、市としても、子供たちの通学時間帯を避けるなどの対応をさせていただいており、他部署のことで申しわけないのですが、沢の堀というところについても5年先ということになりますけれども、安全を確保した上でしっかりと市として責任を持ってやっていくということもございます。そういったことを総合的に周辺の緑の減少や危ない通学路という点については、すぐにはいかないものはありますけれども、少しずつ取り組んでいるところでございます。

○東村山市

補足させていただきます。当然これまで秋水園は長年にわたりまして秋津町に住んでいらっしゃる方々への御協力なくしてはできないことだったと理解しております。この間、さまざま

な臭気や、今お話がありましたような道路環境などについて長きにわたりまして改善してきて、道路に関しましても、今、旧所沢街道から入る秋津新道を通過道路にして、細かい道は戸別収集時に通る以外は使用させないといった、なるべく秋津の方々に負担をかけず、御迷惑をかけないような取組みをこれまでもしてきたと考えております。長きにわたりまして、実績値にいたしましても実際大きな問題もなく安定した稼働を続けておりますのは事実でございます。

あり方検討会において、市民15万人の方々の安定したごみを処理していく中で、どうしていくべきかと市内全体を緑も含めゼロベースから考えさせていただき、庁内においても検討した結果この考え方しかないということで今回御説明をさせていただいているところでございます。

当然秋津の方々に対しても御不満な点もあろうかと思えます。数のほうも説明会を増やしているといいましても当然足りない部分もございますので、秋津で若い世代の方々がお越しになるイベントや秋水園プール、あるいは市報やインターネット等でも公開しておりますけれども、それだけでは補えない部分に関しては皆さんに周知して見てもらえるように努力をしております。最終的には総体的に皆様の御意見を伺いながらこの基本方針を策定してまいりますので、その一環で今回説明会を開かせていただいたということで、市の考え方に関しましては今説明させていただいたとおりでございますので、御理解いただければと思います。

○東村山市

補助金交付申請の件につきましては、市としては、この方針をもって次の計画に進んでいきたいと思っておりますので、申請のほうにつきましては必要な手続をとってまいりたいと考えております。

また、先ほどからの繰り返しになりますが、本当にこれまで秋津の方には非常に臭気や騒音などで御迷惑をおかけしてきたところもございます。今後におきましても、これまで同様にできる限り改善に向けて様々な取組みを行い、この方針に沿ってよいものができるようにしていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いしたいと思います。

質疑応答 7

○発言者（秋津町：住民 7）

私も何回も参加させてもらっていますが、もう57年という長い間、さらに10年、合計67年間

は秋津町だけで被害をこうむらなきゃいけないか。焼却炉が建った段階で、いつか焼却炉は建てかえなければならないだろうという考えはあるはずですが、20年前から市民が混ざって提案をしたことを無にしているかどうかはわからないのですが、私たちにとっては無にしていることと同じように見えますが、場所がないというのであれば、もう少し前から減量してほかの場所を探すべきです。秋津町には67年もお世話になるのですから、もう次は絶対秋津町には建てられないといった精神で市の職員、資源循環部の人たちはやるべきだったと思います。それなのに現在秋津町に施設があるのだから、最終的にはお願いします御協力いただいてありがとうございましたと頭を下げればそれでいいのだとしか私たちには聞こえないです。排ガスもきれいにしていくというのであれば、どこに持っていっても同じだと思います。小学生の施設見学の中でも、煙突から出ているのは水蒸気と書いてありますが、やはり有害物質は含まれているはずですが、ゼロではないはずですが、なぜ私たちがこのように声を荒らげなければならないかということももう少しほかの地域の皆さんも考えてほしいです。なぜ秋津町だけにお願いしますだけで通そうとするのか。私たちのところでぜひやってくださいと地域で手を挙げていただきたいです。

○東村山市

今回建てかえをする前に、炉が大分古くなってきたので、建てかえるか延命化工事するかという議論が十数年前に既にありました。その際に周辺に御説明したときには、秋津から出ていきなさいということではなく、炉の延命ということになりました。この間の経過の中に、最初に秋津ありきではなく、あり方検討会の中でも、市内の公有地や私有地も含め、全てを抽出させていただき、比較検討させていただきました。その検討では、例えば現在公園として活用しているところについては、都市公園法で東村山市はまだ1人頭の公園の面積は足りておりません。そういったものを本当に潰していいのか、また、緑地帯を減らしていいのか、私有地の場合は、生産緑地を潰していいのかといったことを総合的に加味させていただきました。さらに、久米川第13住宅跡地は東京都の土地であることをはじめ、私有地であっても公有地であっても、市のものではないのでは用地買収が発生します。そういった費用的なものなどを全て勘案させていただいた上で、市としては最終的には、申しわけないのですが、秋津で継続させていただきたいという判断に至りました。

先ほどから担当が申しあげているとおり、決して我々も既に秋水園があるから秋津でいいかということではありませんし、冒頭で申しあげたとおり、その間市といたしましても、市報や

「ごみ見聞録」等で市民の皆様にもごみの減量に努めていただき、周辺環境の維持に努めてまいりました。また、秋津町だけではなく、秋水園に隣接する所沢の皆さんにも御説明させていただいております。引き続き市といたしましては、今後基本計画をつくる際につきましても、周辺の方の御意見や市民の皆様の御意見を聞きながら丁寧に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ市民の皆様の御協力のほど、よろしく願いいたします。

15時00分 説明会終了